

回 覧

8玉共募第 ㍻ 号
令和8年9月15日

各 位

社会福祉法人 福島県共同募金会
玉川村共同募金委員会 会長 須釜泰一
(公印省略)

令和8年度共同募金運動実施に伴う募金へのご協力について (お願い)

拝啓 時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
当会の事業活動には日ごろより深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
10月1日から全国一斉に「赤い羽根」の共同募金運動が始まります。この運動は、身近な所でできる福祉活動の一つとして昭和22年に開始され、今年で80回目を迎えます。
共同募金は、地域のこどもたち、高齢者、障がい者などを支援する様々な福祉活動に役立てられています。災害が起きたときには災害ボランティアセンターの設置や運営、被災者支援などにも使われます。また、12月1日から始まる「歳末たすけあい募金」も共同募金運動の一環として行われています。
募金については、どのように使うかをあらかじめ計画を立ててから募金を行うことになっており(計画募金)、本年度は裏面のとおり計画いたしました。
つきましては、区役員の方々、または組長様等が募金依頼のためお伺いいたしますので、その際にはご協力いただきますようお願い申し上げます。 敬具

記

○募金運動開始日
令和8年10月1日～

○募金依頼金額
1,300 円
【内訳】 800円 : 赤い羽根共同募金として
500円 : 歳末たすけあい募金として

(担当:玉川村共同募金委員会 ☎0247-57-4410)

令和8年度募金による配分計画書

(1) 共同募金

【募金計画】

① 法人募金	460,000
② 戸別募金	1,221,600
③ その他(職域等) 募金	400
計	1,682,000

【配分(使途)計画】

令和8年度に集めて福島県共同募金会に納めた共同募金は、令和9年度に福島県共同募金会からA募金と言われる⑨の広域福祉活動分を除いた金額が配分されます。

① 一人暮らし高齢者給食サービス事業	784,000	}	B募金（配分される金額）
② 老人作品展事業	33,000		
③ 身体障害者福祉活動	20,000		
④ 母子・父子福祉活動	100,000		
⑤ 福祉育成・援助活動	126,000		
⑥ ふれあい機関誌作成事業	16,000		
⑦ ボランティア活動助成事業	46,000		
⑧ 子育て支援事業	58,000		
⑨ 広域福祉活動（県共同募金会へ）	499,000	A募金（県に納付する金額）	
計	1,682,000		

B募金(配分される金額)
1,183,000

(2) 歳末たすけあい募金

【募金計画】

① 戸別募金	763,700
② その他(職域等) 募金	12,300
計	776,000

【配分(使途)計画】

令和8年度に集めた歳末たすけあい募金は、地域福祉活動(三世代交流事業、おせち料理配布事業)に使用され、残額が令和9年度に福島県共同募金会から配分されます。

① 地域福祉活動	776,000
----------	---------